

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年6月7日(2023.6.7)

【公開番号】特開2021-39725(P2021-39725A)

【公開日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-013

【出願番号】特願2020-68304(P2020-68304)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/0601(2023.01)

10

【F I】

G 06 Q 30/06 312

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月30日(2023.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

買い手と供給者との間の商品取引を行うための商品取引システムであって、

前記買い手から商品の購入希望価格および当該商品を特定するための第1の識別情報を含む購入要求を受け付ける第1の受付手段と、

前記供給者から商品の販売希望価格および当該商品を特定するための第2の識別情報を含む販売要求を受け付ける第2の受付手段と、

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報に基づいて特定される商品について、前記購入要求と前記販売要求とがマッチングするか否かを判断する判断手段とを備え、

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報は、複数の国との間で流通する商品について共通に用いられる商品識別番号である、商品取引システム。

30

【請求項2】

前記買い手の端末および前記供給者の端末のうち少なくとも一方は、バーコードまたはQRコード(登録商標)を読み取って、前記第1の識別情報を取得する手段を含む、請求項1に記載の商品取引システム。

【請求項3】

前記買い手の端末は、前記第1の識別情報に基づく商品の画像の検索結果を出力する手段を含む、請求項1または2に記載の商品取引システム。

【請求項4】

前記買い手の端末および前記供給者の端末のうち少なくとも一方は、商品名の入力に基づく商品の検索結果を出力する手段を含む、請求項1~3のいずれか1項に記載の商品取引システム。

40

【請求項5】

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報は、JAN(Japanese Article Number)コード、EAN(European Article Number)コード、GTIN-13、GTIN-8、GTIN-14の少なくとも1つに従う識別情報を含む、請求項1~4のいずれか1項に記載の商品取引システム。

【請求項6】

前記第1の識別情報は、同一種類の複数の商品をまとめて1つの商品として指定するための識別情報を含む、請求項1~5のいずれか1項に記載の商品取引システム。

50

【請求項 7】

前記販売要求は、取引単位でまとめた集合包装に含まれる商品を個々に販売することを許容するか否かの条件設定を含み、

前記判断手段は、集合包装に含まれる商品を個々に販売することを許容するか否かの条件設定に応じて、前記購入要求と前記販売要求とがマッチングするか否かを判断する、請求項1～6のいずれか1項に記載の商品取引システム。

【請求項 8】

買い手と供給者との間の商品取引をコンピュータが実行する商品取引方法であって、

前記買い手から商品の購入希望価格および当該商品を特定するための第1の識別情報を含む購入要求を受け付けるステップと、10

前記供給者から商品の販売希望価格および当該商品を特定するための第2の識別情報を含む販売要求を受け付けるステップと、

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報に基づいて特定される商品について、前記購入要求と前記販売要求とがマッチングするか否かを判断するステップとを備え、

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報は、複数の国との間で流通する商品について共通に用いられる商品識別番号である、商品取引方法。

【請求項 9】

コンピュータに買い手と供給者との間の商品取引を実行させるための商品取引プログラムであって、前記商品取引プログラムは前記コンピュータに、20

前記買い手から商品の購入希望価格および当該商品を特定するための第1の識別情報を含む購入要求を受け付けるステップと、

前記供給者から商品の販売希望価格および当該商品を特定するための第2の識別情報を含む販売要求を受け付けるステップと、

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報に基づいて特定される商品について、前記購入要求と前記販売要求とがマッチングするか否かを判断するステップとを実行させ、

前記第1の識別情報および前記第2の識別情報は、複数の国との間で流通する商品について共通に用いられる商品識別番号である、商品取引プログラム。

30

20

30

40

50